

栗東ルモンタウン地区緑地協定書

富士地所株式会社は都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地協定を次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 本協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第3章の規定に基づき本協定区域内における緑地の保全と緑地の推進を図り、もって良好な住環境の形成と健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本協定は、栗東ルモンタウン地区緑地協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の締結及び効力)

第 3 条 本協定は、法第20条の1の規定に基づき富士地所株式会社がこれを定め、栗東町長の認可を受けるものとする。

2 本協定は、栗東町長の認可があった後1年以内において、本協定区域内に2以上の土地所有者又は建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)が存することとなった時からその効力を生ずる。

3 前項の効力が生じた後に第4条に定める区域内において土地所有者等となった者は、当然に本協定の効力を受けるものとし、協定締結者(以下「協定者」という。)となったものとみなす。

(協定区域)

第 4 条 本協定の対象区域(以下「協定区域」という。)は、別紙図面に表示する区域とする。

(植栽等の義務)

第 5 条 協定者は、協定に定めるところにより協定区域内に樹木等を植栽し、保全する義務を相互に負う。

(樹木等の種類)

第 6 条 協定区域内に植栽する樹木等の種類は、郷土にふさわしい樹木のうち管理が容易な貝塚伊吹、うばめがし、山茶花、まき、柊南天、紅かなめ、金木犀、かなめがし、きんめつげ、けやき、さつきつつじ等。

(樹木等の植栽場所及び面積)

第 7 条 協定区域内の樹木等を植栽する場所は、道路沿いの植栽可能な場所及び宅地内の植栽可能な場所とする。また、面積は栗東町開発指導要綱に基づく緑化の手引きを奨励すること。

(垣又は柵の構造)

第 8 条 協定区域内の垣又は柵の構造は、パイプフェンス・ネットフェンス等見通しを妨げない構造とし、土塀・コンクリート塀・板塀にしてはならない。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分ならびに天端高 40 cm 以下の上記フェンス基礎(コンクリートブロック等)は、この限りではない。

(樹木の管理)

第 9 条 協定者は、協定区域内の樹木等を共同して管理するため、第12条の代表委員会が定めるところに従い、毎年 1 回以上の剪定整枝を行い、また病虫害防除のため毎年 1 回以上の一斉防除作業を行う。

(その他緑地に関する事項)

第 10 条 本協定に定めるもののほか、緑地に関し必要な事項は、協定者が協議して定めるものとする。

(総 会)

第 11 条 協定者は、協定の適正円滑な遂行を確保するため、協定者全員による総会を毎年 1 回開催するものとする。

2 総会は、必要な事項を決定する場合は、原則として全員の協議と合意によるものとし、議決が必要な場合は過半数の賛成によって決するものとする。

3 総会には、協定者の互選により議長を置くことができる。

(代表委員会)

第 12 条 協定者は協定に関する事業及び責務等を円滑に遂行するため、総会において代表委員を選出し、代表委員会を設置することができる。

2 代表委員会は、総会から委任された事項について必要な決定を行い、その他協定に関して必要な事業等の遂行にあたるものとする。

3 代表委員会の組織及び運営その他必要な事項は、総会で定める。

(協定の有効期間)

第 13 条 協定の有効期間は、協定の効力発生の日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数の申し出がない場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第 14 条 協定者が協定において定めた事項を変更しようとするときは、総会で全員の合意をもって決定し、栗東町長の認可を受けなければならない。

2 協定者が協定を廃止しようとするときは、総会の過半数以上の合意をもって決定し、栗東町長の認可を受けなければならない。

(協定に違反をした場合の措置)

第15条 総会は、協定者が協定事項に違反した場合において、その違反によって協定の目的が損なわれるおそれがあると認めるときは、違反者に対して義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。

- 2 違反者が前項の請求等の措置に応じない場合、総会は自らまたは第三者をして違反者に代替して、当該違反がなかったと同じ状態を実現し、その要した費用を違反者から徴収することができる。

(協定書の保管)

第16条 本協定書は2通作成し、1通は総会が保管し1通はその保管を栗東町長に委任するものとする。

- 2 協定者は、前項の協定書の写しを各自所持するものとする。

(協定締結者の周知義務)

第17条 協定の締結者（当初において富土地所株式会社とし、協定の効力発生後は総会とする。）は、新たに協定の効力を受けることとなる者に対し、協定の内容を周知する義務を負う。

(補 足)

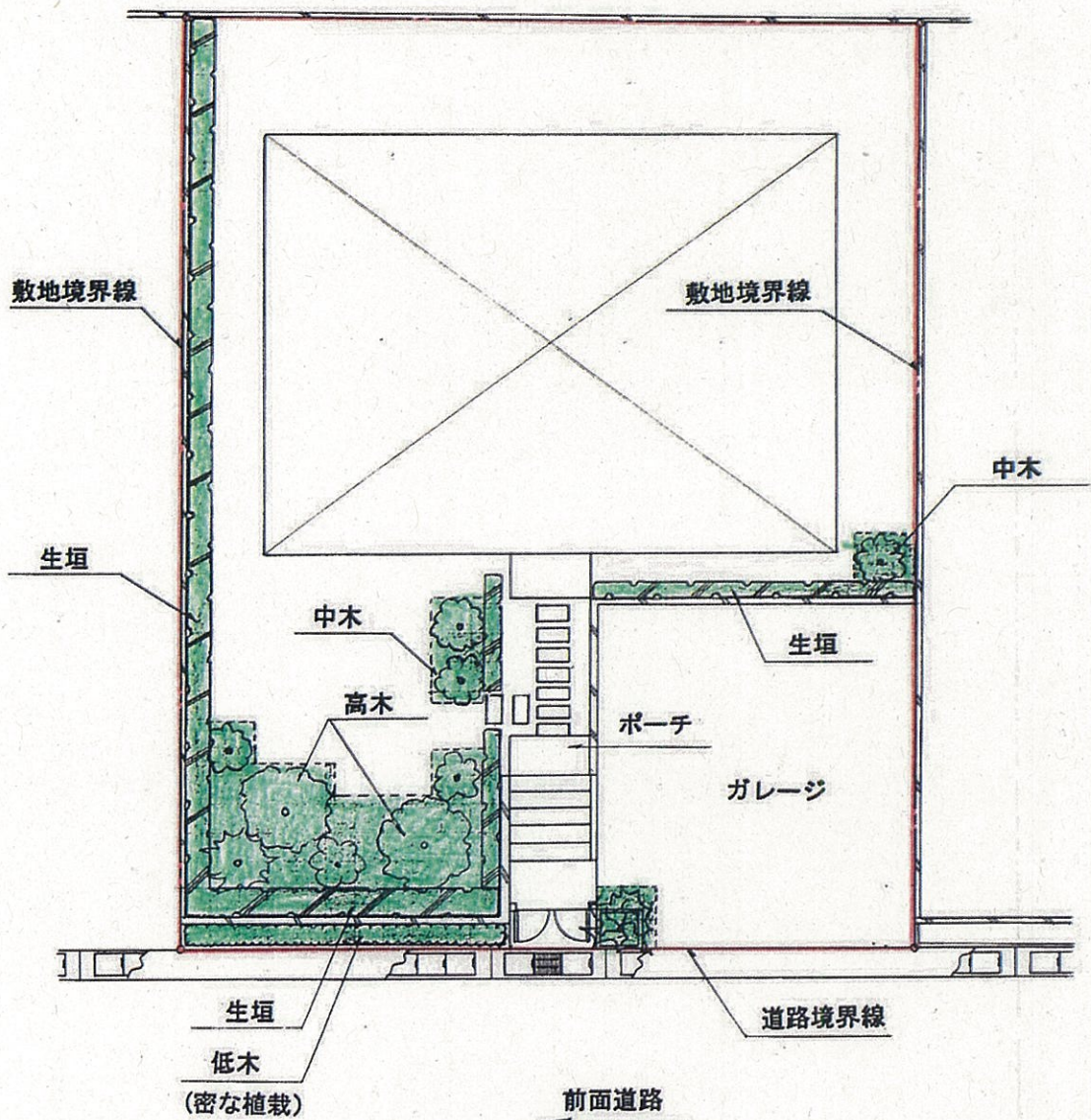
第18条 この協定の定めについて疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、適宜協定者全員の協議によるものとする。

平成 9 年 2 月 10 日

協定者 富土地所株式会社

代表取締役社長

標準宅地植栽計画図




※ 緑地面積は敷地の10%以上

樹種は、中高木・・・貝塚伊吹、山茶花、まき、金木犀、けやき等

低木・・・うばめがし、柊南天、紅かなめ、かなめがし
きんめつげ、さつきつつじ等

生垣・・・うばめがし、山茶花等

: 緑地の範囲

